

～「イノベーション都市・横浜」の実現に向け、企業集積を促進～



横浜市成長産業立地促進助成制度に サービスオフィス特例を新設します！



横浜市では、成長分野の企業集積を促進するため、「横浜市成長産業立地促進助成制度」を活用して誘致活動を行っています。このたび、成長力のあるベンチャー企業などの誘致を積極的に進めていくため、新たな企業立地の受け皿として、レンタルオフィスやコワーキングスペース等のサービスオフィスに入居する場合の特例制度を新設します。

この特例を活用し、ラグビーワールドカップの開催を好機と捉えた積極的な企業誘致プロモーションを行うことにより、国内外からの企業立地を一層促進し、「イノベーション都市・横浜」の実現を目指します。

- 令和元年度 成長産業立地促進助成
市外企業等が、市内に初進出（新規設立を含む。）する場合

対象産業	面積要件／人数要件	進出機能	助成内容	適用区分
<ul style="list-style-type: none"> ◆ IT ◆ 環境・エネルギー ◆ 健康・医療 ◆ 観光・MICE ◆ 製造業 	対象部分の床面積 1,000㎡以上 または 従業者数 60人以上	本社機能 (本社、研究 開発機能等)	賃借料3か月相当分 上限 1,000 万円	区分①
	対象部分の床面積 300㎡以上 または 従業者数 30人以上		賃借料3か月相当分 上限 500 万円	区分②
	対象部分の床面積 100㎡以上 または 従業者数 5人以上	事業所等 (本社、研究 開発機能、事 業所)	賃借料3か月相当分 上限 150 万円	区分③
	対象部分の床面積 50㎡以上 または 従業者数 3人以上		賃借料3か月相当分 上限 100 万円	区分④
	新設 <サービスオフィス特例> 対象部分の床面積10㎡ 以上 かつ 従業者数3人以上		従業者1人あたり10万円 上限 500 万円	区分⑤

横浜市成長産業立地促進助成制度について

IT、環境・エネルギー、健康・医療等の本市が指定する産業を営む企業が、市内へ初進出する場合（新規設立含む）等に賃借料相当額（進出規模に応じて3ヶ月分/最大1,000万円）を助成します。令和元年8月1日より、サービスオフィス特例を新設し、従業者1人あたり10万円（上限500万円）を助成します。

お問合せ先
経済局企業誘致・立地課長 竹井 康之 Tel 045-671-4085

* 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。